

## 原告団声明

東海第二原発運転差し止め訴訟団の主張が、明確に水戸地裁に届きました。独立の気概のある裁判官によって、福島原発事故の教訓が生かされたのです。

事故が起こったら、最終的に防護の第5層が確立していなければ人格権の侵害につながらざるを得ない。そして、事故はどのような原因によっても起こりうる。絶対事故はないとはいえない、ということをもって原告住民の訴えを認めた。

わたしたちは第一審を勝ち取りました。しかし相手があります。日本原電の態度如何で裁判は東京高裁に持ち込まれます。わたしたちの闘いは継続します。改めて、高裁の場での闘いを直ちに準備しなければなりません。

また本訴の闘いが続いている間に、日本原電は対策工事を完成させ再稼働を強行する可能性もあります。

水戸地裁勝利を踏まえて、闘いの継続をここに表明しておきたいと思います。

2021年3月18日 東海第二原発差し止め訴訟原告団